

明石市教育大綱

(改定案)

平成 28 年(2016 年)3 月
令和 2 年(2020 年)12 月改定
令和 年(年) 月改定
明 石 市

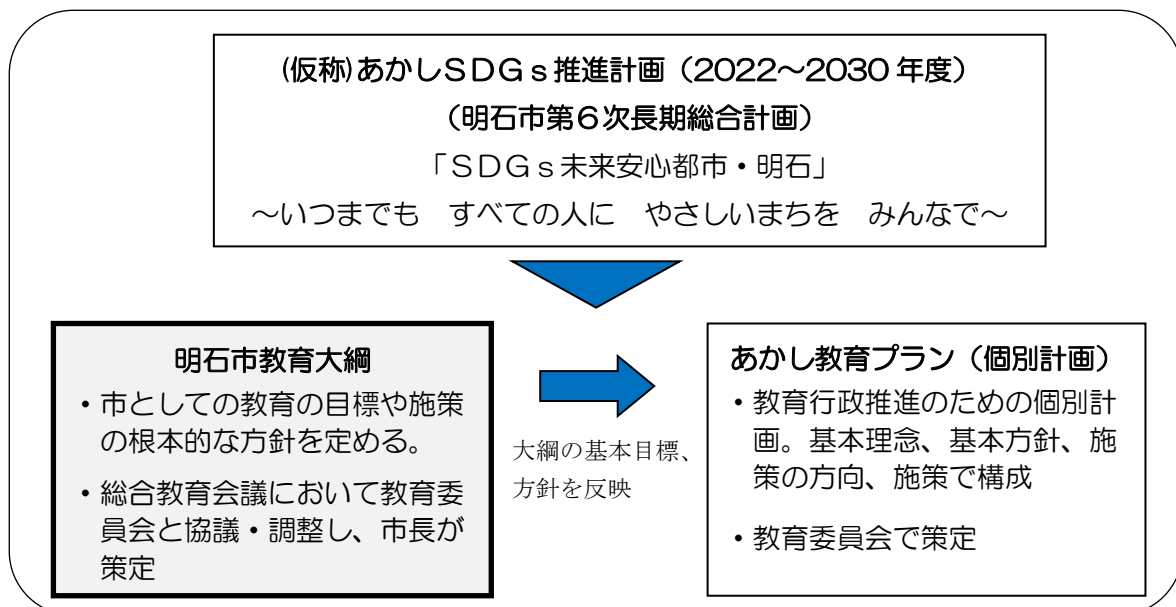
1 位置付け

2015年(平成27年)4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長が定めることとされました。

これを受け、市長と教育委員会で構成する「明石市総合教育会議」において協議・調整した上で、本市の教育の基本目標や方針などを定めた「明石市教育大綱」を策定しています。

なお、本市には、関連する計画として「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」、「あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」などがあります。

今回改定する大綱は、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための教育)を踏まえ、本市の教育の大きな方向性を示したものであり、教育行政に係る今後の具体的な取組等については、「第3期あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」の中で、大綱の基本目標や方針を反映して決定します。



2 期間

教育大綱の対象期間は、「SDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)」や「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の目標年次を踏まえ、2022~2030年度までとします。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
(仮称)あかしSDGs推進計画								
明石市教育大綱								
第3期あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)								

3 基本目標

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ



～「SDGs 未来安心都市・明石」の担い手づくり～

4 基本方針

方針1 誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う

すべての子どもたちが、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を受け、その多様な個性や能力を最大限に発揮できるよう、社会情勢の変化を踏まえたICTの活用など、様々な手法を通じて、子どもの学びの機会を確保するとともに、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、子どもの自主性を尊重したきめ細やかな質の高い教育を行う。

方針2 子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える

すべての子どもたちが、地域での温かい交流・見守りを通じて、「ふるさと明石」に愛着と誇りを持ち、安心して学び、成長していけるよう、地域・家庭・学校が互いに連携・協力して、まちのみんなで子どもたちの健全な育成を支える活動を推進する。

方針3 持続可能な社会の担い手を育成する

すべての市民が、性別などに関わらず、持続可能なまちづくりの担い手として活躍できるよう、生涯にわたり学び続け、その成果を地域社会で生かせる、ライフステージに応じた教育・学習の機会や場を提供する。